

地区計画の区域内における行為の変更届出書

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## 届出書の添付図書について

届出書には、次に掲げる図書を2部添付してください。(省令第四十三条の九より)

1. 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面
  - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1000分の1以上のもの
  - ロ 設計図で縮尺100分の1以上のもの
2. 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面
  - イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
  - ロ 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面(地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。)で縮尺100分の1以上のもの
  - ハ 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る。)で縮尺50分の1以上のもの
3. 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更にあつては、前号イに掲げる図面及び二面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
4. 木竹の伐採にあつては、次に掲げる図面
  - イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺1000分の1以上のもの
  - ロ 当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
5. その他参考となるべき事項を記載した図書  
位置図等